

給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

		特別徴収義務者 指 定 番 号						
(宛先) 三種町長様 年 月 日	特別徴収 義務者 (給与支払者)	フリガナ	個人/法人番号		この届出について 応答する係等・担当者			
		氏名(名称)				課 係		
		フリガナ			TEL () -			
		所在地	〒 -		氏名			
給 与 所 得 者			(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異 動 年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税 額 の 徴 収
氏 名			円	円	円	年 月 日	1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 死亡 5. ()	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 〔残額を退職者から 全額徴収して納入 する〕 3. 普通徴収 〔残額を退職者本人 が納入する〕
個人番号	(生年月日 年 月 日)							
現住所	〒 -		月分 から 月分 まで					
※一括徴収をする場合は、下欄にも記入して下さい。								
一括徴収の理由			一括徴収した税額					
1. 異動が 年12月31日までで申出があったため (年 月 日申出)			円は 月分 で 月 日に 納入します					
2. 異動が 年1月1日以降で特別徴収継続の希望がないため								
一括徴収できない理由(1/1から4/30の間の退職者)								
1. 5月31日まで支払われる給与若しくは退職手当等がないため、又は未徴収税額 より少ないため								
2. その他 ()			1月1日から 退職時までの 給与・賞与支払額		控 除 社 会 保 険 料 額			
			円				円	

※特別徴収を継続する場合のみ、この欄に記入して下さい。														
新しい勤務先(転勤先)の名称・所在地			6月1日から12月31日までの退職者の未徴収税額は、なるべく一括徴収の方法で納入して下さるようお願いいたします。 <u>なお1月1日から4月30日までの間に退職された方に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。</u>											
名 称	フリガナ								TEL () -		※市町村記入欄	個人番号		
												世帯番号		
所在地	フリガナ								TEL () -			新指定番号		
	〒 -		処 理		新	旧								
上記転勤先へ、月割額 円を 月分から徴収するよう連絡済です。														

●この異動届出書は、異動のあった月の25日までに提出して下さい。